

## 中種子町農業委員会総会議事録

1. 令和4年4月22日第21回中種子町農業委員会総会を防災センター1階・第1会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

鳥居幸洋・梶原誠・中島秀人・濱田英樹

鮫島安平・中崎和行・花野進・上妻廣美

鎌田正司・秋田澄徳・森山昭市・永浜三津子・濱脇嘉則

出席推進委員

梶原哲朗・松原浩則・池山久志・塩浦守男

3. 欠席委員

欠席推進委員

有留惣一郎・増野幸孝・平山信一郎・美原康幸

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について

日程 第5 承認第1号 農用地利用集積計画及び配分計画の承認について

5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、令和4年第21回中種子町農業委員会総会を開会致します。はじめに、会長よりご挨拶をお願い致します。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。本日の出席委員は13名全員出席で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。推進委員につきましては、1番有留推進委員と3番増野推進委員、5番平山推進委員、6番美原推進委員から欠席の旨通告がありましたのでご報告します。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長にお願い致します。

(議長)これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、13番永浜委員、1番鳥居委員を指名します。

日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3, 議案第1号農地法第3条申請についてを議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい。資料の1ページをお開き下さい。議案第1号, 農地法第3条申請について説明致します。所有権移転件数2件, 筆数2筆, 面積3,206㎡, 畑3,206㎡。計件数2件, 筆数2筆, 面積3,206㎡, 畑3,206㎡です。これらの件につきましては農地法第3条第2項には該当しないため, 許可要件を満たすと考えます。ご審議の程, 宜しくお願い致します。

(議長)ここで, 農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により, ○○番○○委員の退室をお願いします。(○○委員退室)

(議長)順位1と順位2について, 担当調査委員の13番永浜委員から説明をお願いします。

(13番委員)はい, 13番永浜です。議案第1号順位1及び順位2については, 譲受人が同じであるため順位2まで説明を致します。去る4月8日, 譲受人, ○○○○さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。順位1につきましては, 申請内容は所有権移転になります。土地の所在, 大字○○, 字○○○○, 地番○○○, 地目畑, 面積○○○㎡です。譲渡人住所 中種子町○○○○○○番地, ○○○○さん。譲受人, 住所 中種子町○○○○○○番地2, ○○○○さん。申請理由は, 譲渡人が経営縮小, 譲受人が経営拡大でございます。場所につきましては3ページをご覧ください。県道の○○・○○○線を○○○の十字から○○○に向かいまして, ○○m行った所に○○○○があります。その○を渡り右に○○○m行った所の左奥になります。次に順位2でございますが, 申請内容は所有権移転になります。土地の所在が大字○○, 字○○, 地番○○○○, 地目畑でございます。面積○○○㎡。譲渡人は, 住所中種子町○○○○○○番地, ○○○○さん。譲受人は○○○○さんです。申請理由は, 譲渡人が経営縮小, 譲受人が経営拡大でございます。場所につきましては, ○○○に向かいまして○○○○○○を右に○○○m行き, また○○○を○○mほど行ったところの左側です。どちらも無償移転になっておりますが, これは○○さんの親の代に購入していた土地となります。そして今回所有権移転を行うということです。調査の結果, 労働力, 農業機械を確保しており, また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま。委員の皆様のご審議を宜しくお願い致します。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号については, 許可することにご異議はありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって, 議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転2件については, 許可することに決定しました。

(〇〇委員入室)

次に、日程第4、議案第2号「農地法第5条申請について」を議題とします。本案順位1について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい事務局です。資料の4ページをお開きください。議案第2号、農地法第5条申請順位1について説明致します。譲受人〇〇〇〇さん、住所中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇。譲渡人〇〇〇〇さん、住所中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇、申請地、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇番〇、地目、登記簿の地目は宅地ですが現況は畑となっておりますので、農地法の適用となっております。地積〇〇〇㎡です。転用目的と致しまして農家住宅の建築です。申請理由は、現在借家住まいで手狭なため、申請地を購入し農家住宅を建築したいというものです。土地利用規制等につきましては、都市計画区域内、農振農用地外第2種農地、市街地近接農地と考えます。金融機関の融資証明書も提出されており、実現性ありと思われれます。棟数、面積等につきましては、居宅 180.63 ㎡となっております。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。

(議長) 次に、担当調査委員である14番濱脇から説明を致します。

(14番委員) 議案第2号農地法第5条申請順位1について説明致します。この案件につきましては、先般4月11日午前9時30分より、永浜委員、平山推進委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん立会いの下、現地調査を実施致しました。場所につきましては、〇〇集落内の〇〇〇〇〇〇〇側の〇〇〇の角地になります。申請人は現在、借家住まいをしております。家族も増え手狭となり、今般申請地を取得し自己の住宅を建築したいというものです。申請地は、以前宅地として利用されており、その後農地として利用されていた所であります。町道に面しており、北側には〇〇〇及び〇〇〇〇であり、東と西側は宅地や雑種地に囲まれており、転用によって附近に被害を与えることはないと思われれます。工事に関しましても隣接地へ被害が発生しないよう注意を払い、また排水計画についても、合併浄化槽を設置するという被害防除計画書及び誓約書も添付されています。資金については、金融機関の融資証明書が添付されています。現地で検討した結果、周辺への支障はないと思われれます。委員の皆様のご審議をお願いします。

(議長) 現地に同行した委員、事務局から補足説明はありますか。

(事務局) ありません。

(議長) これから、審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。次に、順位2について事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい、資料の5ページをお願いします。議案第2号、農地法第5条申請順位2について説明致します。譲受人〇〇〇〇さん、住所中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇です。譲渡人〇〇〇〇〇さん、住所大阪府〇〇〇〇〇〇〇〇〇丁目〇〇-〇〇号、申請地、大字〇〇、字〇〇〇〇〇〇、地番〇〇〇〇〇〇番〇、地目畑、地積〇〇〇㎡。転用目的はその他で資材置場です。申請理由ですが、申請人は、現在営んでいる電気工事業の資材置場として、申請地を購入し利用したいというものです。土地利用規制等につきましては、都市計画区域内、農振農用地内第2種農地、その他

の農地と考えます。農振農用地内ですが、除外申請も提出されています。金融機関の融資証明書も提出されており、実現性ありと思われます。棟数、面積につきましては、資材置場として〇〇〇㎡です。委員の皆様のご審議をよろしくお願い致します。

(議長)次に、担当調査委員の14番濱脇から説明を致します。

(14番委員)議案第2号農地法第5条申請順位2の現地調査について説明致します。この案件につきましては、先般4月11日午前9時50分より、永浜委員、平山推進委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん立会いの下、現地調査を実施致しました。場所につきましては、県道、〇〇・〇〇線の〇〇〇集落内の〇〇〇〇さんの自宅の〇隣になります。申請人は、現在借家住まいをしております。今般申請地に隣接する空き家を購入しています。申請人は、電気工事業を営んでおり、大型車や資材の置き場がないということで、申請地を取得し、駐車場や資材置場として利用しようとするものであり事業計画書も添付されております。申請地は県道沿いですが、道路から約2mほどの高台にあり、周辺は竹藪に囲まれているところでもあります。転用によって附近に被害を与えることはないと思われま。工事にしても、被害が発生しないよう注意を払うという誓約書及び被害防除計画書が添付されております。資金計画においても金融機関の融資証明書を添付してあります。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われま。委員の皆様のご審議をお願いします。

(議長)現地に同行した委員、事務局から補足説明はありますか。

(事務局)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありますか。

(11番委員)はい。

(議長)11番お願いします。

(11番委員)11番秋田です。資材置場ということですが、構造物が建つのでしょうか。

(議長)事務局お願いします。

(事務局)はい。構造物が建つという計画書は添付されておられません。資材置場として、エアコンの廃棄物とか仮設電柱等を仮置きしたり、駐車場として利用するという計画書となっております。

(議長)11番、よろしいでしょうか。

(11番委員)はい、わかりました。

(議長)他にありませんか。

(12番委員)はい。12番森山です。資材置場ということでございますが、転用に当たっては、周辺の地権者の同意というのは求めなくて良いのですか。

(議長)事務局お願いします。

(事務局)はい。手続き上同意書の添付は必要ないです。この申請地につきましても現地を確認した結果周辺に支障はないものと判断をしております。

(議長)12番、よろしいでしょうか。

(12番委員)はい。

- (議長)他にありませんか。
- (委員)ありません。
- (議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号については、許可することにご異議ありませんか。
- (委員)異議なし。
- (議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農地法第5条申請について」は、許可することに決定しました。次に日程第5、承認第1号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
- (事務局)はい事務局です。資料の6ページをお開きください。承認第1号、農用地利用集積計画及び配分計画について説明致します。令和4年4月28日を公告日とする利用権設定、所有権移転2件、筆数17筆、筆貸借権15件、筆数29筆、面積107,129㎡の農用地利用集積計画及び配分計画を定めたいので承認を求めます。詳細については7ページから39ページに添付してあります。なお、貸借権順位6以降については、全て中間管理事業法の集積一括方式によるもので、配分計画を含んでおります。委員の皆様のご審議をよろしくお願いします。
- (議長)これから、所有権移転順位1から貸借権順位14について審議を行います。質疑・意見はありませんか。
- (委員)ありません。
- (議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号所有権移転順位1から貸借権順位14については、承認することにご異議ありませんか。
- (委員)異議なし。
- (議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」の所有権移転順位1から貸借権順位14については、承認することに決定しました。
- (議長)ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、〇〇番〇〇委員の退室をお願いします。(〇〇委員退室)
- (議長)これから、貸借権順位15について審議を行います。質疑・意見はありませんか。
- (委員)ありません。
- (議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号貸借権順位15については、承認することにご異議ありませんか。
- (委員)異議なし。
- (議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」の貸借権順位15については、承認することに決定しました。(〇〇委員入室)

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和4年第21回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦勞様でした。

